

君津市都市計画公聴会の開催結果について

君津都市計画公園（貞元総合公園）の変更にあたり、都市計画法第16条第1項の規定により、次のとおり君津市都市計画公聴会を開催しました。公述の要旨及び市の考え方については、以下のとおりです。

1 案の概要の縦覧及び公述申出期間

令和7年12月12日（金）から同月26日（金）まで

2 公聴会

開催日時 令和8年2月1日（日）午前10時から

開催場所 君津市役所5階大会議室

公述人数 1名

3 公述の対象 君津都市計画公園（貞元総合公園）の変更

4 公述の要旨及び市の考え方

	公述の要旨	市の考え方
1	<p>150億円を超える、大きな投資を新しい公園の整備に使う必要が、本当にあるのか。その根拠は弱いと考えており、理由は3つある。</p> <p>1つ目、量としての必要性について。</p> <p>1人当たりの公園面積を見ると、君津市は11.6m²、木更津市は9.3m²、市原市は9.0m²。数字だけでも君津市の方が既に上回っており、公園が足りないから、もっと大きな公園をという説明は十分とは言えない。</p>	<p>住民1人当たりの公園面積は、市全体の公園の量的な充足を示す指標で、公園の広さ・役割に関わらず、全ての公園の面積を合計した値です。</p> <p>一方で、公園には役割に応じた種類があり、歩いていける範囲の住民の利用を目的とした「街区公園」や市民全体の休息や運動等を目的とした「運動公園、総合公園」といった公園があります。</p> <p>このため、住民1人当たりの公園面積が大きければ公園が充足している訳ではなく、公園の役割・利用目的に応じた種類の公園をバランスよく整備していく必要があります。</p> <p>また、市内で数・量が多いのは、住民に身近な小規模の「街区公園」であるのに対し、貞元総合公園は、市全体の交流・レクリエーションに資する大規模な「総合公園」であり、求められる広さや役割が異なります。</p>

<p>2つ目、既に使える資源について。</p> <p>計画地とその周辺は、今も散歩や軽い運動の場として利用されている。田園の景観、小糸川沿いの遊歩道、三舟山のハイキングコース。これらは都市公園ではないが、市民が自然や歴史に触れられる大切な場所である。もし市民の健康増進が目的であれば、その場所を生かす方法と、新たに整備する方法を比較する必要がある。</p> <p>3つ目、財政余力と投資規模の問題。</p> <p>現在の君津市は、基金を取り崩しながら市政を運営している状況で、資材価格や人件費も上昇する中で、総事業費150億円超という試算は費用が膨らむリスクを抱えている。さらに、2軍本拠地を見据えたボールパークという需要で、本当に持続的な回収が可能なのか。具体的な数字による説明が必要であり、次の3点を文書で示してほしい。</p> <p>①投資額の上限 総事業費、各工区の上限、物価上昇時の対応、中止判断の基準、これらを数値で明確にしてほしい。</p> <p>②経済効果の下限 雇用、税収、域内消費、交流人口、施設稼働率など、ここまででは確実と言える最低ラインを示してほしい。</p> <p>③根拠と前提条件 需要想定、金利や物価の前提、感度分析、代替案との比較を誰が見ても検証できる形で示してほしい。</p>	<p>貞元総合公園の整備目的は、官民が連携しながら市民のスポーツ振興や健康増進、関係人口の拡大、地域の活性化に資する拠点の形成を図るためのものであり、目的は健康増進のみではなく、これらの様々な効果を期待するものです。</p> <p>また、ご意見にある周辺の景観、遊歩道やハイキングコースなどは、貞元総合公園の利用者も楽しめる資源であり、相乗効果が期待できることから、既存の地域資源を生かした公園整備に努めてまいります。</p> <p>現在策定中の整備基本計画において、整備する施設ごとの機能や公園全体の配置計画、概算事業費の算定を進めているところです。</p> <p>国の補助金・交付金や、寄附金・ネーミングライツ等の民間資金を含めた多様な財源確保に努めるとともに、千葉ロッテマリーンズからも応分の負担を求ることで、財政に過度な負担のないように取り組んでまいります。</p> <p>また、地域への経済効果としては、公式戦や練習試合が開催されることに伴う交流人口の拡大や、宿泊施設や飲食店などの利用促進による観光産業や地元商業の活性化、球場や関連施設の整備に伴う建設需要等、地域経済全般への波及効果も大きいものと考えております。</p> <p>なお、今回の都市計画公園の決定手続きでは「公園の種類・位置・区域・規模」について決定するものであり、都市の将来像、空間的な位置や区域等の妥当性を中心に審議していくものになります。</p> <p>ご意見のような投資額等の市の経営的な判断につきましては、事業の進捗状況に併せ、市議会などにおいて充分な審議を行ってまいります。</p>
--	---

<p>計画地は浸水想定区域いわゆる災害イエローゾーンに該当する。近年の法改正では、災害リスクの高い区域での開発は原則抑制する方向で、災害の激甚化から安全性、適地選定を重視する方向に変わっている。</p> <p>この前提に照らすと、なぜこの場所で大規模集客を伴う公園として選んだのか、合理性が求められる。</p> <p>手続きの順番にも深刻で大きな疑問がある。本来ならば中長期構想への位置づけ、都市計画審議会での議論、市民意見の聴取、議会審議の順で進めるのが適切ではないか。</p> <p>しかし、これら全てを後回しにして企業公募が先に行われた。手続きの逆転がなぜ起きてしまったのか。第三者的な検証と再発防止策の説明が必要。</p>	<p>貞元総合公園の整備では、都市計画法第29条第1項第3号並びに政令第21条に掲げる「公益施設」に該当することから、開発行為の適用除外となります。そのため都市計画法上においては、計画地で整備することを制限されるものではありませんが、利用者の安全確保のため、必要に応じて地盤の改良を行い、観客席など多くの人が利用する部分は、浸水深より高い位置に配置するなど、災害リスクを低減する避難・安全対策を検討してまいります。</p> <p>併せて、貞元総合公園には防災機能も整備予定であるため、指定避難所に設定することで地域の防災面での安全性向上に寄与できると考えております。</p> <p>本件は、企業が自治体に向けてファーム誘致を公募し、企業が目指す将来ビジョンの方向性と本市が目指す将来都市像が合致するものであることから、本市が応募を行い、競争を経てファーム本拠地の移転先候補地に決定されたものです。</p> <p>この結果を受け、住民の合意形成に取り組むと同時に、都市計画手続きを適切に行っております。</p> <p>なお、本件は、本市の基本構想の理念とも合致するものであり、社会経済情勢の変化を踏まえ、積極的に取り組んだ結果であるため、必要に応じた上位計画の見直しは、適宜実施してまいります。</p>
---	--